

(その1)

収 支 報 告 書



令和 6 年分

(ふりがな)
1 政治団体の名称
うえの いさる こうえんかい
上野茂後援会

2 主たる事務所の所在地
浜田市旭町分市848

3 代表者の氏名
川本 進

4 会計責任者の氏名
白川 幸弘

事務担当者の氏名 白川 幸弘

(電話) 090-1184-2563

(電話)

政治団体の区分	
☐ 政党	☐ 政治資金規正法第18条の2
☐ 政党の支部	第1項の規定による政治団体
☐ 政治資金団体	☒ その他の政治団体
	☐ その他の政治団体の支部

活動区域の区分	
☐ 2以上の都道府県の区域等	☒ 同一の都道府県の区域内

資金管理団体の指定の有無
☐ 有
☒ 無
公職の種類 _____
資金管理団体の届出をした者の氏名 _____

国会議員関係政治団体の区分
☐ 政治資金規正法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体
☐ 政治資金規正法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体
公職の候補者の氏名 _____
公職の種類 _____

資金管理団体の指定の期間
令和 年 月 日から
令和 年 月 日まで

国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間
令和 年 月 日から
令和 年 月 日まで

(その2)

収 支 の 状 況

1 収支の総括表

収入総額			十億			百万			9	4	5	2	円
(前年からの繰越額)									9	4	5	2	
(本年の収入額)												0	
支出総額									8	9	6	5	
翌年への繰越額										4	8	7	

2 収入項目別金額の内訳

(1) 個人の負担する党費又は会費

[illegible]

(2) 寄 附

[illegible]

(その13)

3 支出項目別金額の内訳

(1) 支出の総括表												
項 目		金 額								備 考		
1 経 常 経 費		十億		百万		千		円				
(1) 人 件 費												
(2) 光 熱 水 費												
(3) 備品・消耗品費							8	9	6	5		
(4) 事 務 所 費												
小 計							8	9	6	5		
2 政 治 活 動 費												
(1) 組 織 活 動 費												
(2) 選 挙 関 係 費												
(3) 機 関 紙 誌 の 発 行 そ の 他 の 事 業 費												
(内 訳)	ア 機 関 紙 誌 の 発 行 事 業 費											
	イ 宣 伝 事 業 費											
	ウ 政 治 資 金 パーティー 開 催 事 業 費											
	エ その他の事業費											
(4) 調 査 研 究 費												
(5) 寄 附 ・ 交 付 金												
(6) そ の 他 の 経 費												
小 計												
合 計							8	9	6	5		

(その17)

資 産 等 の 状 況

1 資産等の総括表

資産等の有無			
資 産 等 の 項 目 別 区 分	有	無	備 考
ア 土 地	☐	☒	
イ 建 物	☐	☒	
ウ 建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	☐	☒	
エ 取得の価額が100万円を超える動産	☐	☒	
オ 預金(普通預金及び当座預金を除く。)又は貯金(普通貯金を除く。)	☐	☒	
カ 金 銭 信 託	☐	☒	
キ 有 価 証 券	☐	☒	
ク 出 資 に よ る 権 利	☐	☒	
ケ 貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金	☐	☒	
コ 支払われた金額が100万円を超える敷金	☐	☒	
サ 取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利	☐	☒	
シ 借入先ごとの残高が100万円を超える借入金	☐	☒	

宣 誓 書

添 付 書 類 (別添のとおり)

- 1 領収書等の写し
- 2 政治資金監査報告書(国会議員関係政治団体に限る。)

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

令和 7 年 4 月 4 日

政治団体の名称

上野茂後援会

会計責任者の氏名

白川幸弘 

(↓解散する年の収支報告書のみ、「代表者の氏名」欄にも記載してください。)

代表者の氏名



(注1) 「会計責任者の氏名」欄が記名押印又は会計責任者本人の自筆署名以外の場合は、提出者の本人確認書類や会計責任者からの権限委任が確認できる書面の追加提出などが必要になります。

(注2) 「代表者の氏名」欄は、解散する場合に、解散する年の最後の収支報告書にのみ記載してください。なお、記名押印又は署名以外の場合は、注1と同様の書面の追加提出などが必要になります。